

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:平成31年1月31日

事業所名 子ども発達支援センター愛

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			
	2 職員の配置数は適切である	○		・配置基準を大きく超えた職員配置を行っています。 ・様々なニーズ対応するため、保育士や児童指導員の他に、理学療法士や言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士などの医療関係の職員も配置しています。	
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		・活動に合わせて環境を設定しています。 ・建物入口は自動ドアとしており、建物内は段差の解消や通路を広くとっており、エレベーターも設置しています。	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		・グループ分けを行い、子どもたちに合わせた活動が提供できるように意識しています	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○			
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている		○		・今年度からのとりくみで、今後毎年実施していきます。 ・保護者の方のご意見や要望を今後の療育にいかしていきます。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している		○		・今年度からのとりくみで、今後毎年実施していきます。 ・自己評価の結果等については、今後毎年ホームページ等で公開していきます。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		・第三者評価は受審していませんが、将来の受診に向けた取組みを行います。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		・さまざまな研修の受講の機会を設け、職員のスキルアップを図っています。	
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		・多職種による多角的な視点からアセスメントを行い、支援しています	
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○			
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○			
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		・季節の行事や遊びを取り入れている ・保育所との交流も取り入れています	
16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		・療法士により個別活動も適宜取り入れています		

関係機関や保護者との連携	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		・その日の動きや内容などは、事前に書面で確認し、クラス全職員が把握できるようにしています	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○			
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○			
	20	定期的にもモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		・支援開始当初は、きめ細かくモニタリングを実施しています。	
	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		・担当が会議にできるようにしています	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○			
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		看護師を配置して、医療的ケアが必要な児童の受入れを行っています。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○			
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		・書面のやり取りに加えて、当施設の支援者が出向いたり、移行先機関の職員に訪問してもらっています。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○			
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		・山口市内の児童発達支援事業所の連絡会議を組織し、定期的にミーティングを行っている。 ・発達支援に関わる行政機関や保育機関、発達支援機関、相談支援機関、教育機関などの連絡会議を組織し、ミーティングを行っている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○			
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		・園として積極的に自立支援協議会の活動へ参加できています	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○			
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		・希望者を対象としたペアレントトレーニングを行っています。 ・毎月第2土曜日に、保護者への情報提供などを目的とした「ロバの耳会」の開催などを行っています。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		・個別に時間を設けたり、必要に応じて社会資源の紹介をしています	

保護者への説明責任等	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		・父母の会とは別に、父親の会、母親の会の活動の支援を行っています	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		・必要に応じてペアレントメンター等の相談を設けています	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		・園だよりとは別に、クラスだよりや保護者によるペンリレー、文集など配布しています。ホームページなどで情報も発信しています。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		・個人情報の保護や取り扱いに関する規程を定め、職員に周知しています	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		・子どもの特性に応じ、言葉以外でのコミュニケーション支援にも力を入れています	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		・地域の学校(大学や専門学校)と連携をとり、ボランティアに参加してもらっています	
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○			・マニュアルは策定しているものの、発生を想定した訓練が充分にできていないため、今後実施していきたいと考えています
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		・火事だけでなく、地震や水害など様々な事態を想定して訓練を行っています。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		・看護師を配置して、きめ細かく対応しています	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		・アレルギーのある子については、医師の指示等により除去食等で対応しています	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している		○	・事例集の作成には至っていませんが、会議等で共有しています	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○			
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		・身体拘束にあたらないうが、座位保持椅子等を利用する子どもについては、児童発達支援計画に記載するとともに、使用状況について記録しています	